

西条市使用料等審議会からの答申内容等の概要について

1 使用料等審議会からの答申内容

(1) 水道料金の平均改定率(案)について

平均改定率約 8.4 パーセントの値上げとすること。

(2) 水道料金改定内容(案)について

一般的な家庭をはじめ少量使用者の負担の増加を抑えるため、基本水量及び基本料金は現行のまま据え置き、従量料金を 168 円とする。

① 水道料金改定(案)

(税抜、1 箇月)

メーター 口径	基本水量	基本料金	従量料金 (1 m ³ あたり)		
	変更なし	変更なし	変更なし	現行	改定案
13 mm	8 m ³ まで	900 円	8 m ³ を超えるもの	150 円	168 円
20 mm		990 円			
25 mm	10 m ³ まで	1,360 円	10 m ³ を超えるもの		
30 mm		1,760 円			
40 mm		2,250 円			
50 mm		3,700 円			
75 mm		4,400 円			
100 mm		5,300 円			

② 口径別 (13mm、25mm) 水道料金改定(案) 比較表

○基本水量内においては、料金改定の影響なし。

(単位：円、税込、1 箇月)

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額	口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
13mm	8 m ³ まで	990	990	0	25mm	10 m ³ まで	1,496	1,496	0
	10 m ³	1,320	1,359	39		20 m ³	3,146	3,344	198
	20 m ³	2,970	3,207	237		30 m ³	4,796	5,192	396
	30 m ³	4,620	5,055	435		40 m ³	6,446	7,040	594

(3) 公衆浴場用料金(案)について

物価統制令の対象である一般公衆浴場については、基本料金は水道料金改定(案)と同じとし、従量料金を 138 円とする。

(税抜)

現 行	改 定 案
従量料金 120 円	従量料金 138 円

2 今後の予定

- (1) 令和 7 年 12 月議会に関係条例の一部改正案を提出予定。
- (2) 水道料金の条例改正案については、令和 8 年 3 月 1 日施行とし、令和 8 年 4 月、5 月使用分として徴収する水道料金の算定から（令和 8 年 6 月請求分から）適用予定。